

# ワンポイント会計基準

## vol.315 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び 企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指 針」等の公表について

2024 年 9 月 13 日に企業会計基準委員会より企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」(以下、本会計基準)及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下、本適用指針)が公表されました。

今回は、貸手のリースの会計処理の概要をご紹介します。

### 1. ファイナンス・リースに関する会計処理

借手とは異なり、貸手はファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類することに変更はなく、分類の判定基準も基本的に変更はありません(本会計基準 43 項、本適用指針 62 項)。

貸手の主な変更点は、リースの定義及び「リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法」(いわゆる第 2 法)の廃止です。

所有権移転外ファイナンス・リースの基本的な会計処理は以下の通りです。

- (1) 製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース(本適用指針 71 項)
  - (ア) リース開始日に、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、原資産の帳簿価額により売上原価を計上する。原資産を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合、当該付随費用を売上原価に含める。(省略)
  - (イ) 各期に受け取る貸手のリース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として会計処理を行う。
- (2) 製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース(本適用指針 71 項)
  - (ア) リース開始日に、原資産の現金購入価額(原資産を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合には、これを含める。)により、リース投資資産を

計上する。

(イ) 受取リース料の会計処理は(1)(イ)と同様とする。

(3) 貸手が事業の一環以外で行うリース(本適用指針72項)

(ア) リース開始日に、貸手のリース料からこれらに含まれている利息相当額を控除した金額と原資産の帳簿価額との差額を売却損益として計上し、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額でリース投資資産に計上する。原資産を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合、当該付随費用を含めて売却損益に計上する。(省略)

(イ) 受取リース料の会計処理は(1)(イ)と同様とする。

所有権移転ファイナンス・リースの場合は、本適用指針71項及び72項の会計処理と同様であり、「リース投資資産」を「リース債権」と読み替えます。また、割安購入選択権がある場合、当該割安購入選択権の行使価額を貸手のリース料及び受取リース料に含めます。

## 2. オペレーティング・リースに関する会計処理

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことに加えて、無償賃貸期間を含めた契約期間を通じて原則として定額法で計上する旨が明記されました(本適用指針82項)。

以上